

入社・退職・休職時 社会保険料控除タイミング早見表

押さえておくべき共通ルール

1. **保険料は月単位で発生する**（日割りではない。月途中の入社でも1か月分が発生する）
2. **納付義務の範囲**は資格取得日が属する月から、**資格喪失日が属する月の前月**まで
3. **給与から控除できるのは「前月分」**（前月分の保険料を、当月支給の給与から天引きする）
4. **賞与（ボーナス）は支給時に控除**できる

1. 入社（資格取得）時

ケース	保険料が発生する月	給与からの控除タイミング (原則)	実務上の注意点
月初入社 (例：4/1入社)	4月分から	4月分 → 5月支給の給与で 控除	「翌月徴収」の流れになる
月途中入社 (例：4/15入社)	4月分から（1か月分 まるごと）	4月分 → 5月支給の給与で 控除	入社月は控除なし → 翌月に初めて控除が 出るため、手取りの変動に注意

ポイント：いつ入社しても、入社月から1か月分の保険料が発生する。ただし給与からの天引きは翌月になるため、入社月の手取りは多く、翌月から減る形になる。

2. 退職（資格喪失）時

最初に確認すべきこと：退職日が「月末」か「月末以外（月中）」かで結論が大きく変わります。

ケース	資格喪失日	保険料が発生する最終月	最終給与での控除（原則）
月中退職 (例：8/20退職)	8/21（退職日の翌日）	7月分まで (喪失月＝8月の前月)	7月分を8月支給の給与で控除
月末退職 (例：8/31退職)	9/1（翌月1日）	8月分まで (喪失月＝9月の前月)	7月分＋8月分を最終給与で まとめて控除

月末退職で「2か月分控除」が起きる理由：通常、8月支給の給与では7月分を控除する。しかし月末退職の場合は8月分の保険料も発生するため、最終給与で7月分と8月分の2か月分をまとめて控除することになる。

3. 休職（産休・育休）時：社会保険料の免除と控除再開

ケース	免除が始まる月	免除が終わる月	控除の再開
産前産後休業	休業開始日が 属する月	休業終了日の翌日が 属する月の前月	復職月の保険料から発生 → 原則どおり翌月 支給の給与で控除
育児休業	同上 (申出により免除)	同上	同上

ポイント：免除期間中は、被保険者本人・事業主の双方が保険料を免除される。

4. 介護保険料の切替（40歳・65歳）

法律上「〇歳に達する日」は誕生日の**前日**です。判定は「誕生日の前日がどの月に属するか」で行います。

タイミング	いつから／いつまで	判定のしかた
40歳：徴収開始	40歳の誕生日の前日が属する月から	誕生日が 月の初日 （例：6/1生まれ）→前日は5/31 → 5月分 から徴収開始
65歳：給与天引き終了	65歳の誕生日の前日が属する月から天引きなし	同様に「誕生日の前日がどの月か」で判定（その後は年金からの天引き等に切替）

1日生まれの方は要注意：誕生日の前日が前月末日になるため、一般的な感覚より1か月早く切替が起きる。

控除漏れ・過徴収の防止チェックリスト

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	入社時 ：控除は翌月からが原則。入社月に誤って控除していないか。
<input type="checkbox"/>	退職時 ：月末退職なら2か月分の控除が必要。月中退職なら退職月分は不要。
<input type="checkbox"/>	賞与 ：退職月に支給される賞与は、月末退職かどうかで控除対象になるかが変わる。
<input type="checkbox"/>	産休・育休 ：免除申出が済んでいるか。復職月から控除を再開しているか。
<input type="checkbox"/>	介護保険 ：40歳・65歳の該当月を誕生日の前日基準で正しく判定しているか。

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています